

茨木市立東雲中学校 部活動に係る活動方針

本校の部活動は、平成31年1月に策定された「茨木市運動部活動の在り方に関する方針」に則り、望ましい部活動のあるべき姿を明確にし、生徒や教員にとって魅力のある部活動となるための指針となるべくこの活動方針を定め、この活動方針のもとに運営されるものとする。

1. 部活動の目的

部活動は、中学校の3年間だけでなく、生涯にわたってスポーツや文化に親しんだり、楽しんだりすることができる資質・能力の育成を目指している。従って大会やコンクールの結果のみを目標とするのではなく、日々の練習における目標に向けた取り組みにより、一人ひとりが充実感や達成感を味わうことができることを目的とする。

2. 部活動の運営

- ・毎月の活動計画（活動予定）を立て、計画的な活動を行うとともに、保護者にも理解と協力を求める。
- ・部活動顧問は複数担当を基本とし、過度の負担が生じないようにする。

3. 活動時間及び休養日の設定

（生徒の健全な成長の確保）

- ・学期中は、週当たり2日以上以上の休養日を設ける。（平日は少なくとも1日、土曜及び日曜日等は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を振り替え、年間で104日以上設定する。）
- ・大会等への参加は年間80日程度を上限とする。
- ・長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いとする。また、夏季休業・冬季休業中は生徒が十分な休養をとることができ、家族や地域で過ごす機会が持てるように1週間程度の休養期間を設ける。
- ・1日の活動時間は、平日は2時間程度、休業日は3時間程度とする。ただし、試合やコンクール等の場合は、生徒や教員の過度の負担にならないよう十分に配慮した上で、それ以上の活動時間を認めることとする。（教員の多忙化解消・負担軽減）
- ・全教員が休日（土曜・日曜・祝日）に部活動を指導しない休養日を年間52日以上とる。

4. 部活動の指導

- ・体罰は、いかなる理由があっても、決して許されるものではない。
また、威圧的な言動等による指導によって、生徒の自発性を損なうことの無いよう考慮して指導に当たる。
- ・適切な指導方法、コミュニケーションの充実等により、生徒の意欲や自主的、自発的な活動を促す。

5. 本年度の部活動について

○本年度設置する部活動

	部活名
運動部	野球部、卓球部、サッカー部、バドミントン部、女子バレーボール部、女子テニス部、男子テニス部、女子バスケットボール部、男子バスケットボール部
文化部	ハンドクラフト部、美術部、コーラス部

○部活動の規則

①平日活動終了時刻・完全下校時刻

時 期	完全下校時刻
3月1日～スポーツの日	17:30
スポーツの日の翌日～ 2月末日	17:00

※ただし、顧問の申請により、顧問付き添いを条件に大会、試合前の2週間前より下校時刻から30分間の活動延長を認める。

②活動・更衣場所について

各部、顧問の指定する場所で活動・更衣を行うこと。

③午前中授業の場合について

午後を前後半に分け、割り当てられた時間での活動を行うこと。

午後の前半から活動をする生徒は、教室で昼食を済ませ活動を行うこと。

午後の後半の生徒は、一時帰宅又は昼食後の待機を顧問の指示に従うこと。

④朝の練習、休日の活動、再登校について

朝の練習、休日の活動は顧問不在での活動は行わないこと。活動場所の片付けや戸締り等は各部の責任で行うこと。

再登校や休日の登校は、制服か体操服、部活指定の服装で登校すること。

私服での登校や許可なしの自転車登校はしない。

⑤テスト期間前・期間中の活動休止について

テスト1週間前から期間中は活動を休止すること。公式戦、公式の大会等と期間が重なる際は顧問の申請により特別に活動を認める。

⑥活動時の服装について

各部活で指定されている服装で活動すること。

⑦入退部について

部活動は1年契約を前提とする。保護者同意のもとに1年ごとに入部届けを提出し、入部や更新が認められる。退部する際は同様に保護者同意のもとに退部届を記入し提出すること。

6. その他 この活動方針は毎年見直しを行う。